

7. 入居にあたっての注意

<入居に際して>

- 入居に際しては、**連帯保証人（1人）**が必要です。
※入居予定者の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難な場合は、ご相談ください。
- 入居手続きの際に、**敷金（家賃3ヶ月分）**が必要です。

<入居後について>

- 入居後は、家賃の他に**共用部分に係る維持管理経費**（廊下灯、階段灯やエレベーターの電気代など）を負担していただくこととなります。
- 浴槽、風呂釜を入居者負担で設置していただく団地も一部あります。
- 市営住宅では、**犬、猫などのペットを飼うことは禁止**です。
また、**一時的に預かることも禁止**です。

<名義変更について>

- 入居後の名義変更（承継手続き）は、入居名義人が死亡又は離婚、婚姻により退去した場合において、同居者である配偶者及び高齢者、障害者等で居住の安定を図る必要がある方に限られます。

<駐車場について>

- 市営住宅では、入居者又は同居者が使用する**自家用車1台分に限り駐車場の使用を許可**しています。
※駐車する車種が限定される団地もあります。

（注）決められた場所以外への駐車や不法駐車は、他の入居者や周辺の人達の迷惑となるだけでなく、緊急時の救命救急、消防活動の妨げとなりますので絶対にしないでください。

<退去時の原状回復について>

- 市営住宅では、退去時に原状回復が義務付けられていますが、民間賃貸住宅とは異なり、「**畳の表替え**」や「**ふすまの貼替**」の費用は入居者負担となります。

市営住宅は、市民の大切な財産であり、皆さんに使用していただくにあたり、いろいろな制限があります。

詳細については、入居時にお渡しする『市営住宅 すまいのしおり』をよくお読みいただき、一人ひとりがお互い協力し合って、住み良い団地にしてくださいようお願いします。